

香川県公益通報（外部の労働者からの通報）事務処理要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県公益通報（外部の労働者等からの通報）事務処理要綱 第1章 総則 （目的） 第1条 本要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者等から知事部局及び労働委員会事務局（以下「知事部局等」という。）に対する公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものである。 （相談及び通報） 第2条 本要綱において「相談」とは、外部の労働者等が、通報の前段階において、知事部局等に対して書面、郵便、電話、電子メール、ファクシミリ、面会等（以下「書面等」という。）により助言を求める行為である。 2 本要綱において「通報」とは、外部の労働者等が、公益通報の対象となる犯罪行為や法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている具体的事実を書面等により知事部局等に対して知らせる行為である （相談受付窓口及び通報受付窓口） 第3条 外部の労働者等からの公益通報に関する制度の概要、通報処理の手続き及び通報先の問い合わせ等の相談については、くらし安全安心課、県民室及び各県民センターを相談受付窓口とする。 2 外部の労働者等からの通報については、処分又は勧告等をする権限を有する担当課等（以下「担当課等」という。）を通報受付窓口とする。</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>（通報者の範囲） 第8条 担当課等は、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者及び当該事業者の役員からの通報を受け付ける。</p>	<p>香川県公益通報（外部の労働者からの通報）事務処理要綱 第1章 総則 （目的） 第1条 本要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者から知事部局及び労働委員会事務局（以下「知事部局等」という。）に対する公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものである。 （相談及び通報） 第2条 本要綱において「相談」とは、外部の労働者が、通報の前段階において、知事部局等に対して書面、郵便、電話、電子メール、ファクシミリ、面会等（以下「書面等」という。）により助言を求める行為である。 2 本要綱において「通報」とは、外部の労働者が、公益通報の対象となる犯罪行為や法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている具体的事実を書面等により知事部局等に対して知らせる行為である （相談受付窓口及び通報受付窓口） 第3条 外部の労働者からの公益通報に関する制度の概要、通報処理の手続き及び通報先の問い合わせ等の相談については、くらし安全安心課、県民室及び各県民センターを相談受付窓口とする。 2 外部の労働者からの通報については、処分又は勧告等をする権限を有する担当課等（以下「担当課等」という。）を通報受付窓口とする。</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>（通報者の範囲） 第8条 担当課等は、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付ける。</p>

第9条～第16条 省略

(様式3)

番 号
年 月 日

くらし安全安心課長 殿

〇〇課長

外部労働者等からの公益通報の受付について（報告）

このことについて、下記のとおり公益通報として、〇件受け付けたので報告します。

記

1. 受付年月日 年 月 日
2. 対象法令 〇〇法第〇条第〇項第〇号

(様式4)

番 号
年 月 日

くらし安全安心課長 殿

〇〇課長

外部労働者等からの公益通報に伴う処理の終了について（報告）

第9条～第16条 省略

(様式3)

番 号
年 月 日

くらし安全安心課長 殿

〇〇課長

外部労働者からの公益通報の受付について（報告）

このことについて、下記のとおり公益通報として、〇件受け付けたので報告します。

記

1. 受付年月日 年 月 日
2. 対象法令 〇〇法第〇条第〇項第〇号

(様式4)

番 号
年 月 日

くらし安全安心課長 殿

〇〇課長

外部労働者からの公益通報に伴う処理の終了について（報告）

年 月 日 第 号で報告しました公益通報については、〇〇法第〇条第〇項第〇号に基づく〇〇（処分名を記載する。例：指示処分）を行い、通報処理を終了いたしましたので、報告します。

年 月 日 第 号で報告しました公益通報については、〇〇法第〇条第〇項第〇号に基づく〇〇（処分名を記載する。例：指示処分）を行い、通報処理を終了いたしましたので、報告します。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。